

## 神奈川県働き方・行政改革推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 働き方改革及び行政改革の推進に当たり、取り組むべき改革課題及び改善方策等について、幅広い観点から必要な事項について意見を求めるため、神奈川県働き方・行政改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会は次の者のうちから選定した委員若干名をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 県行政に識見を有する者
- (3) その他知事が適当と認める者

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代行する。

(会議の開催)

第4条 協議会は、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 総務局組織人材部行政管理課に協議会の事務局を置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 神奈川県行政改革推進協議会設置要綱は、廃止する。